

令和6年広審第12号

裁 決
旅客船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官上羽直樹出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年1月21日18時00分

島根県西ノ島南東岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A

総 ト ン 数 19トン

全 長 18.50メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 846キロワット

3 事実の経過

Aは、平成25年3月に進水した最大搭載人員72人の島根県隠岐諸島島前にある知夫里島の来居港、西ノ島の別府港、中ノ島の菱浦漁港間に就航する2機2軸のFRP製旅客船で、船体前部に前部客室を、その後部上方に操舵室を、その後方に後部船室を配し、操舵室後部中央には前部客室に降りる階段が設けられており、操舵室の右舷側に舵輪、その前方に左舷側からGPSプロッター、レーダー、GPSコンパス、マグネットコンパスを、舵輪右側に機関遠隔操縦装置を備え、a受審人ほか1人が乗り組み、旅客7人を乗せ、旅客輸送の目的で、船首0.6メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和5年1月21日17時49分来居港を発し、菱浦漁港に向かった。

a受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に当たり、17時53分少し過ぎ麦山鼻灯台から162度（真方位、以下同じ。）2.15海里の地点で、針路を西ノ島と中ノ島間の中央に向く024度に定め、22.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、17時58分半少し過ぎ麦山鼻灯台から099度1.49海里の地点に達したとき、海面が穏やかで周囲に他船を見掛けなかった安心感から、気が緩んで眠気を催したが、間もなく入港するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、針路を微調整するために僅かに左舵をとった状態で居眠りに陥り、緩やかに左旋回しながら西ノ島南東岸に向かって続航し、18時00分麦山鼻灯台から080度1.45海里の地点において、Aは、船首が325度を向いたとき、原速力のまま、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力1の北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷、左舷プロペラ翼に曲損等を生じたが、のち修理され、旅客1人が左上腕及び右大腿打撲傷を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、西ノ島南東方沖合において、菱浦漁港に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、緩やかに左旋回しながら西ノ島南東岸に向かって進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、西ノ島南東方沖合において、舵輪後方の椅子に腰を掛けて操船に当たり、菱浦漁港に向けて航行中、海面が穏やかで周囲に他船を見掛けなかった安心感から、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかし、同人は、間もなく入港するので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、緩やかに左旋回しながら西ノ島南東岸に向かって進行して同岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせ、旅客1人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年10月30日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾